

公共北第4071号  
令和6年(2024年)3月8日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長  
(公印省略)

組合員資格取得及び被扶養者認定時における個人番号の申告について(通知)

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令が公布されたことにより、組合員資格取得及び被扶養者認定時における個人番号(マイナンバー)の申告が必須となりました。

つきましては、次のとおり通知しますので、組合員へ周知するとともに、適切な事務手続きをお願いします。

#### 記

#### 1 改正内容

これまで、組合員資格取得及び被扶養者認定時における個人番号の申告については、共済組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは申告を要しないこととされていたが、この規定が削除された。

#### 2 事務手続きの変更点

「組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」を提出する場合、別添「**個人番号(マイナンバー)申告書(様式①-36)**」の提出が必須となる。

#### 3 適用開始日

令和6年3月18日

※ 適用開始日以降に提出する「組合員資格取得届」及び「被扶養者認定申告書」から「個人番号(マイナンバー)申告書」(以下、「申告書」という)の提出が必須となります。

#### 4 留意事項

(1) 個人番号を申告する際は、マイナンバーカード等を確認のうえ、申告対象者の個人番号を正確に「個人番号(マイナンバー)申告書」に記入してください。

誤った個人番号を申告すると、他人の個人番号と紐づき重大な個人情報漏えい事故となりますので、ご注意ください。

(2) 申告書には、「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」等の写しを必ず貼付してください。

(3) 組合員資格取得及び被扶養者認定の手続きは、個人番号の登録をもって完了します。申告書の提出がない場合やマイナンバーカード等の写しが貼付されていない場合は、組合員証(被扶養者証)は交付されません。

資格認定係  
TEL011-231-4111  
内線 35-367~369